

平成31年3月27日

香芝市長 吉田弘明様

香芝市都市経営市民会議

会長 中川幾郎

「受益者負担の適正化指針」策定について（答申）

平成30年8月3日付け香企第53号にて諮問のあった「受益者負担の適正化指針」策定について審議を重ねた結果、別紙のとおり取りまとめましたので答申します。

答申事項 3

「受益者負担の適正化指針」策定について意見等

- ・使用料の激変緩和措置として、現行料金から 1.5 倍以内という上限を設けるということであるが、一律に 1.5 倍ではなく、利用率の変化等を考慮しながら、施設によって倍率は変動させてもいいと考える。
- ・利用率の低い施設については、値上げによる影響に留意すること。
- ・減免手続きに関して、減免申請書に明確な利用目的を記入してもらっても、利用目的による減免の判断は困難であり、使用料免除団体であることを理由に減免を決定している現状と、なんら変わりはないのではないかと考える。
- ・減免手続きの見直しは必要と考える。使用料の改定に関しては、施設を使用しない市民も納得できる料金にすべきと思う。
- ・コストカバー率は、稼働率を 100%と仮定して出しているのか、実際の稼働率で出しているのかどちらか。また、例えば、稼働率が 10%の施設があれば、人件費削減のため、開館日を減らすこともできるのではないかと考える。
→(事務局) 稼働率 100%で計算している。施設の稼働率を上げることは、行政の責務とも考えられるが、利用時間の調整も改善案として検討する。
- ・指定管理者が管理運営コストを下げる努力をしている場合もあるため、指定管理者の管理運営コストを使用料算出の根拠にする考え方は間違っている。そもそも施設運営にかかる経費について、市の試算があつて、指定管理料を計算すべきである。
また、受益者負担率を 100%と判断した施設については、本来市場でできるものを代替的に提供していることになるため、機会費用も管理運営コストに算入すべきと思う。要するに、受益者負担率によって、管理運営コストに入れる費用の項目を変える方が合理的だという考え方もある。しかし、実際そういった金額を算入していくと料金が大幅に増加し、非現実な場合もあるが、コスト把握を行う上では必要と考える。
- ・受益者負担率を決める上で、「必需性」及び「公共性」の視点でのマトリクス表を設定していたが、「公共性」の軸の比重を重くすべきと思う。法定受託事務、法定事業については、公共性が高いと認められるので、100%公費負担だと思うが、自治事務かつ市場補完型である場合は、100%受益者負担に近づけてよいと思う。例えば、体育館やテニスコート等。一方、施設の公益性ではなく、行われる事業の内容の公益性を審査する機能が必要かと考える。検討いただきたい。